

第2四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

三菱マテリアル株式会社

(E00021)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
(1) 【株式の総数等】	11
① 【株式の総数】	11
② 【発行済株式】	11
(2) 【新株予約権等の状況】	11
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	11
(4) 【ライツプランの内容】	11
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	11
(6) 【大株主の状況】	12
(7) 【議決権の状況】	13
① 【発行済株式】	13
② 【自己株式等】	13
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
(1) 【四半期連結貸借対照表】	15
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	17
【四半期連結損益計算書】	17
【第2四半期連結累計期間】	17
【四半期連結包括利益計算書】	18
【第2四半期連結累計期間】	18
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	19
【注記事項】	20
【セグメント情報】	24
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月10日
【四半期会計期間】	第92期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	三菱マテリアル株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 竹内 章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【電話番号】	03（5252）5226
【事務連絡者氏名】	経理・財務部経理室管理グループ長 板垣 秀康
【縦覧に供する場所】	三菱マテリアル株式会社 大阪支社 （大阪市北区天満橋一丁目8番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第2四半期 連結累計期間	第92期 第2四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	709,564	603,137	1,417,895
経常利益 (百万円)	38,976	26,026	72,442
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	45,766	29,555	61,316
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	36,407	△1,715	19,664
純資産額 (百万円)	667,854	632,805	645,017
総資産額 (百万円)	1,832,213	1,732,046	1,793,375
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	349.32	225.62	468.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.6	31.9	31.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,267	42,929	118,685
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,528	△14,871	△29,982
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△70,506	△20,866	△120,477
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	68,910	61,639	58,482

回次	第91期 第2四半期 連結会計期間	第92期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	123.36	143.43

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たり四半期(当期)純利益金額は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、ルバタ・エスポー社及び同社子会社2社との間で、持分取得及び事業譲受により同社グループのSpecial Products事業部門を取得することに係る株式譲渡契約を平成28年9月28日付で締結しました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、アジア地域では、中国において景気が減速している一方で、タイやインドネシアでは景気の持ち直しの動きが続きました。米国においては、経済成長の持ち直しの動きがみられました。

わが国経済は、雇用・所得環境が改善傾向であるものの、個人消費や公共投資の伸び悩みがみられ、設備投資や企業収益の改善にも足踏みがみられました。

当社グループを取り巻く事業環境は、為替水準が前年同期に対して円高で推移したほか、銅価格の下落や国内におけるセメント需要の減少の影響がありました。

このような状況のもと、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は6,031億37百万円（前年同期比15.0%減）、営業利益は273億20百万円（前年同期比24.5%減）、経常利益は260億26百万円（前年同期比33.2%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は295億55百万円（前年同期比35.4%減）となりました。

セグメント情報は次のとおりであります。

なお、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の報告セグメントごとの営業利益は、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けておりません。

(セメント事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	969	838	△130（△13.5%）
営業利益	94	81	△12（△13.8%）
経常利益	89	75	△13（△14.9%）

セメントは、国内では、人手不足等による工事の遅れや官需の伸び悩み等の影響により市場全体の需要が減少し、販売数量は減少しました。米国では、南カリフォルニア地域において、当社グループ外への販売を強化したことから、セメントの販売数量は増加しました。また、ネバダ地域において、住宅、商業施設関連の販売が好調に推移したことから、生コンの販売数量は増加しました。中国では、山東省における不動産投資関連の需要が減少したことから、販売数量は減少しました。なお、事業全体のセメント生産量は5.5百万トン（前年同期比0.2百万トン減産）となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は、減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(金属事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	3,453	2,788	△664（△19.2%）
営業利益	122	79	△42（△34.9%）
経常利益	141	93	△48（△33.9%）

銅地金は、設備トラブルにより前年同期に操業を一時停止したインドネシア・カパー・スメルティング社が通常操業したものの、銅価格の下落等の影響により、減収減益となりました。なお、事業全体の電気銅生産量は、272千トン（前年同期比37千トン増産）となりました。

金及びその他の金属は、鉱石中の含有量の減少により減産となったものの、金価格の上昇等により、減収増益となりました。

銅加工品は、自動車向け製品や半導体向け製品等の販売が増加したものの、銅価格の下落等により、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(加工事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減 (増減率)
売上高	777	711	△66 (△8.5%)
営業利益	90	65	△24 (△27.6%)
経常利益	87	49	△37 (△43.4%)

超硬製品は、中国経済の減速等により市況が悪化したことに加えて、為替水準が前年同期に対して円高で推移した影響により、減収減益となりました。

高機能製品は、自動車向け製品の販売が北米で堅調に推移したものの、国内の販売が減少したことから、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことに加え、為替差損が発生したことから、減少しました。

(電子材料事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減 (増減率)
売上高	353	298	△55 (△15.7%)
営業利益	15	9	△6 (△41.2%)
経常利益	37	9	△28 (△75.9%)

機能材料及び化成品は、スマートフォン用LSI向け製品及びパワーモジュール向け製品の販売が減少したものの、モバイル機器向け化成品の販売が堅調に推移したことなどから、減収増益となりました。

電子デバイスは、家電向け製品の販売が減少したことに加えて、為替水準が前年同期に対して円高に推移した影響により、減収減益となりました。

多結晶シリコンは、販売が減少したことから、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことに加えて、持分法による投資利益が減少したことから、減少しました。

(アルミ事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減 (増減率)
売上高	825	806	△18 (△2.3%)
営業利益	29	50	21 (74.8%)
経常利益	26	51	25 (95.6%)

飲料用アルミ缶は、ボトル缶及び通常缶の需要がともに増加したほか、原材料コストが低下しました。

アルミ圧延・加工品は自動車向け製品の需要が増加したものの、太陽電池向け製品の需要は減少しました。また、地金相場の下落により販売価格は低下しました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高は減少し、営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

(その他の事業)

(単位：億円)

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減(増減率)
売上高	1,154	956	△198 (△17.2%)
営業利益	33	27	△6 (△18.7%)
経常利益	39	25	△14 (△36.2%)

エネルギー関連は、前年同期において更新工事中であった水力発電所が通常操作をしたことから、売電量が増加した一方で、市況の低迷により石炭の販売が減少したことから、減収増益となりました。

家電リサイクルは、有価物単価下落により販売が減少したことから、減収減益となりました。

なお、原子力・エンジニアリング関連部門の受注高は、374億円（前年同期比80億円増）、受注残高は、346億円（同16億円増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益に加え、売上債権の減少などにより、429億円の収入（前年同期比176億円の収入増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資に係る支出等により、148億円の支出（前年同期は215億円の収入）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動や投資活動の結果、280億円の収入となり、この収入を借入金の返済に充当したことなどにより、当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、208億円の支出（前年同期比496億円の支出減少）となりました。

以上に、換算差額等による増減を加えた結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、616億円（前連結会計年度末比31億円増加）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 全社課題

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、米国の経済成長の持ち直しの動きの継続が期待される一方で、一部新興国における景気下振れの懸念や、英国のEU離脱問題等により、世界経済の先行きが不透明な状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは、2020年代初頭までを視野に入れた長期経営方針のもと、「ユニークな技術により、地球に新たなマテリアルを創造し、循環型社会に貢献するNo. 1 企業集団」となることを目指しておりますが、その実現に向け、足許では中期経営計画（2014-2016）「Materials Premium（マテリアル・プレミアム）2016 ～No. 1 企業集団への挑戦～」において、「成長基盤の強化」（安全管理体制の強化、戦略投資の実施、事業の継続的な選択と集中による財務体質の改善等）、「グローバル競争力の強化」（既存の海外生産・販売拠点の拡充、新興国を中心とした新規生産・販売拠点の展開、特に自動車・エレクトロニクス産業を対象とした戦略的なマーケティングの実施による新たな顧客や市場の開拓等）及び「循環型ビジネスモデルの追求」（廃棄物再利用の促進等）に注力してまいります。

② 会社の支配に関する基本方針

1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等（下記3）B.（イ）において定義されます。以下同じとします。）の提案に応じるか否かのご判断についても、原則として、個々の株主の皆様のご自由なご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（以下、単に「中長期的な株主価値」といいます。）を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、当社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、当社は、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

更に、株主の皆様のご投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社としては、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社は、上記のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性のある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないものと考えております。このため、当社は、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等を抑止するため、当社株式の大規模買付等が行われる場合に、不適切な大規模買付等でないかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉等を行ったりするための枠組みが必要であると考えております。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してきました。その結果、現在では、セメント、金属、加工、電子材料及びアルミ等の事業を行う複合事業集団となっております。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして、人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給してきました。更に、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断の努力を行ってまいりました。当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係先を含むステークホルダーの皆様から更なる信頼を得ることにより、中長期的な株主価値の確保・向上に努めてまいりたいと考えております。

このようななかにあつて、当社グループは、2020年代初頭に向けた長期経営方針において、「ユニークな技術により、地球に新たなマテリアルを創造し、循環型社会に貢献するNo. 1 企業集団」を目指すこととしております。今後は、「No. 1 企業集団」の実現に向け、中期経営計画（2014-2016）「Materials Premium 2016 ～No. 1 企業集団への挑戦～」において掲げている、「成長基盤の強化」、「グローバル競争力の強化」及び「循環型ビジネスモデルの追求」という3つの全社成長戦略に基づき、引き続き諸施策を実施してまいります。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記2)記載の企業理念と諸施策のもと、今後も当社の中長期的な株主価値の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記1)記載のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性がある大規模買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を従前のものから一部改定した上で更新すること（改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議し、同年6月29日開催の当社第91回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

新対応策の概要は、次のとおりであります。なお、新対応策の詳細につきましては、平成28年5月12日付のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において公表しておりますので、以下の当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2016/16-0512b.pdf>

A. 新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、これらの者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

B. 新対応策の内容

(イ) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め新対応策に定められる手続に従わなければならないものといたします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(ハ) 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、当社は、買付者等に対して、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を送付いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」の送付後60日間を、当社取締役会が買付者等に対して情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記（ホ）において定義されません。以下同じとします。）を開始するものといたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものといたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに買付者等に情報提供完了通知（下記（ニ）において定義されます。以下同じとします。）を行い、取締役会評価期間を開始するものといたします。

(ニ) 情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(ホ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付等の態様に応じて最長60日間または最長90日間といたします。

ただし、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には最長30日間延長できるものといたします。

(ヘ) 独立委員会に対する諮問

新対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、買付者等が新対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものといたします。

(ト) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。

(チ) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(ト)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(リ) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものといたします(かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。)

a. 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合

b. 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(ヌ) 大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものといたします。

(ル) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の中止または撤回について、独立委員会に諮問するものといたします。

a. 買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合

b. 当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、当該対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当該対抗措置の中止または撤回を決議いたします。

(ロ) 新対応策における対抗措置の具体的内容

新対応策に基づいて発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てといたします。

当該新株予約権は、割当て期日における当社の株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で割り当てられます。また、当該新株予約権には、買付者等別途定める要件に該当する非適格者は行使することができないという行使条件のほか、当社が非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき1株の当社普通株式を交付することができる旨の取得条件等が付されることが予定されております。

(ワ) 新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、平成31年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものといたします。

a. 当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合

b. 当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

4)上記2)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記2)の取り組みを通じて、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に沿うものであると考えております。

従って、上記2)の取り組みは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5)上記3)の取り組みが、上記1)の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買付者等、及び当社の中長期的な株主価値を著しく損なう大規模買付等を行おうとする買付者等に対して対抗措置を発動できることとすることで、これらの買付者等による大規模買付等を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させることを目的として、買付者等に対して、当該買付者等が実施しようとする大規模買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めするために実施されるものです。更に、上記3)の取り組みにおいては、株主の皆様のご意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動等の、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従って、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発活動は、基本的には各事業の基幹となる分野の研究を当社単独で、あるいは連結会社と連携をとりながら行い、各社固有の事業及びユーザーニーズに応える研究についてはそれぞれが単独で行っております。研究開発の内容としては、既存事業の領域拡大を主体としながら、当社事業の基礎となる材料の基盤技術とコア技術の高度化、最先端技術の育成を進めております。また、新興国市場をターゲットとした開発テーマにも重点的に取り組み、各セグメントと技術開発部が協力して、お客さまにとって魅力ある新製品や新規プロセスの開発に取り組んでおります。当社の技術・開発戦略としては、「顧客視点」と「スピード」をキーワードに、当社グループならではの「ユニークな技術」をベースとして、地球に新たな「マテリアル」すなわちグローバルマーケットで勝ち抜く「差別化された製品・技術」を創造して、「No. 1 企業集団への挑戦」を支えてまいります。特に、自動車、エレクトロニクス、エネルギー、環境リサイクルの注力分野における次期ニーズを取り込み、中長期的に事業の柱となる新事業開発を推進してまいります。

研究開発費の総額は、5,693百万円であり、当第2四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,400,000,000
計	3,400,000,000

(注)平成28年6月29日開催の第91回定時株主総会において、平成28年10月1日をもって普通株式について10株を1株に併合する旨、及び同じく平成28年10月1日をもって発行可能株式総数を34億株から3億4千万株に変更する旨の議案が承認可決されております。これにより、提出日現在の発行可能株式総数は3,060,000,000株減少し、340,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,314,895,351	131,489,535	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は、1,000株 (平成28年9月 30日現在)であ ります。
計	1,314,895,351	131,489,535	—	—

(注)平成28年6月29日開催の第91回定時株主総会において、平成28年10月1日をもって普通株式について10株を1株に併合する旨、及び同じく平成28年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の議案が承認可決されております。これにより、提出日現在の発行済株式総数は1,183,405,816株減少し、131,489,535株となり、単元株式数は100株に変更となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年7月1日 ～ 平成28年9月30日	—	1,314,895,351	—	119,457	—	85,654

(注)平成28年6月29日開催の第91回定時株主総会において、平成28年10月1日をもって普通株式について10株を1株に併合する旨、及び同じく平成28年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の議案が承認可決されております。これにより、提出日現在の発行済株式総数は1,183,405,816株減少し、131,489,535株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	80,008,000	6.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	55,389,000	4.21
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7-9 JA共済ビル (東京都港区浜松町2丁目11-3)	31,351,000	2.38
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	31,018,931	2.36
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	30,193,000	2.30
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	24,651,308	1.87
三菱重工業株式会社	東京都港区港南2丁目16-5	19,000,589	1.45
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6-1	17,397,000	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-11	16,772,000	1.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	16,736,614	1.27
計	—	322,517,442	24.53

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,918,000	—	「(1) ②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
	(相互保有株式) 普通株式 71,000	—	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,297,535,000	1,297,535	同上
単元未満株式	普通株式 12,371,351	—	同上
発行済株式総数	普通株式 1,314,895,351	—	—
総株主の議決権	—	1,297,535	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が14,000株 (議決権14個) 含まれております。

2. 「単元未満株式」には、次の株式が含まれております。

- ・自己株式 842株
- ・津田電線株式会社名義の株式 800株

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3-2	4,918,000	—	4,918,000	0.37
津田電線株式会社	京都府京都市東山区問屋町通正面上る鍵屋町485	62,000	—	62,000	0.00
東北運輸株式会社	秋田県秋田市茨島1丁目2-10	9,000	—	9,000	0.00
計	—	4,989,000	—	4,989,000	0.38

(注) 当第2四半期会計期間末日現在の当社が保有している自己株式は、4,918,842株 (うち単元未満株式は842株) であります。

2 【役員】の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,123	64,168
受取手形及び売掛金	233,093	192,923
商品及び製品	85,082	81,455
仕掛品	83,694	99,489
原材料及び貯蔵品	89,875	98,439
その他	232,817	225,342
貸倒引当金	△2,155	△2,272
流動資産合計	782,530	759,546
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	196,085	192,110
土地（純額）	268,634	255,479
その他（純額）	205,517	202,517
有形固定資産合計	670,237	650,107
無形固定資産		
のれん	48,986	41,390
その他	17,032	15,611
無形固定資産合計	66,019	57,001
投資その他の資産		
投資有価証券	212,606	208,868
その他	68,052	62,608
貸倒引当金	△6,070	△6,086
投資その他の資産合計	274,588	265,390
固定資産合計	1,010,845	972,499
資産合計	1,793,375	1,732,046

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	110,596	110,420
短期借入金	200,527	181,174
1年内償還予定の社債	25,100	25,000
コマーシャル・ペーパー	—	16,000
未払法人税等	7,037	11,461
引当金	13,740	12,382
預り金地金	231,667	229,085
その他	107,649	85,779
流動負債合計	696,319	671,303
固定負債		
社債	40,000	25,000
長期借入金	260,681	261,356
引当金	16,746	13,536
退職給付に係る負債	63,544	60,716
その他	71,066	67,327
固定負債合計	452,038	427,936
負債合計	1,148,358	1,099,240
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,457	119,457
資本剰余金	92,266	92,423
利益剰余金	303,026	328,271
自己株式	△1,953	△1,969
株主資本合計	512,797	538,183
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,645	21,943
繰延ヘッジ損益	△199	352
土地再評価差額金	34,282	32,184
為替換算調整勘定	3,647	△24,985
退職給付に係る調整累計額	△16,946	△14,960
その他の包括利益累計額合計	42,430	14,533
非支配株主持分	89,789	80,089
純資産合計	645,017	632,805
負債純資産合計	1,793,375	1,732,046

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	709,564	603,137
売上原価	601,691	505,708
売上総利益	107,872	97,428
販売費及び一般管理費	※171,677	※170,108
営業利益	36,195	27,320
営業外収益		
受取利息	273	255
受取配当金	5,791	2,966
持分法による投資利益	3,477	1,213
固定資産賃貸料	2,533	2,499
その他	2,885	1,117
営業外収益合計	14,961	8,051
営業外費用		
支払利息	3,575	2,655
その他	8,604	6,689
営業外費用合計	12,179	9,345
経常利益	38,976	26,026
特別利益		
固定資産売却益	5,861	※216,026
投資有価証券売却益	19,182	602
持分変動利益	10,464	—
投資有価証券償還益	1,234	—
その他	1,768	459
特別利益合計	38,511	17,088
特別損失		
投資有価証券評価損	2	589
環境対策引当金繰入額	10,841	—
操業停止損失	2,587	—
その他	2,268	288
特別損失合計	15,700	878
税金等調整前四半期純利益	61,787	42,236
法人税等	14,398	10,191
四半期純利益	47,389	32,045
非支配株主に帰属する四半期純利益	1,623	2,490
親会社株主に帰属する四半期純利益	45,766	29,555

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益	47,389	32,045
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△13,408	332
繰延ヘッジ損益	2,595	505
土地再評価差額金	59	—
為替換算調整勘定	△527	△32,921
退職給付に係る調整額	1,007	2,012
持分法適用会社に対する持分相当額	△708	△3,690
その他の包括利益合計	△10,982	△33,760
四半期包括利益	36,407	△1,715
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	34,175	3,899
非支配株主に係る四半期包括利益	2,231	△5,614

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	61,787	42,236
減価償却費	28,007	27,776
引当金の増減額 (△は減少)	9,876	△4,639
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△677	318
受取利息及び受取配当金	△6,065	△3,222
支払利息	3,575	2,655
持分法による投資損益 (△は益)	△3,477	△1,213
有形固定資産売却損益 (△は益)	△5,444	△16,038
投資有価証券売却損益 (△は益)	△19,182	△602
投資有価証券評価損益 (△は益)	2	589
持分変動損益 (△は益)	△10,464	—
投資有価証券償還損益 (△は益)	△1,234	—
売上債権の増減額 (△は増加)	4,295	30,397
たな卸資産の増減額 (△は増加)	534	△29,957
仕入債務の増減額 (△は減少)	△31,133	8,366
その他	1,761	△7,473
小計	32,162	49,192
利息及び配当金の受取額	7,478	3,975
利息の支払額	△4,027	△2,694
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△10,346	△7,543
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,267	42,929
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△29,526	△37,232
有形固定資産の売却による収入	18,217	22,991
投資有価証券の取得による支出	△522	△401
投資有価証券の売却による収入	32,843	264
投資有価証券の償還による収入	18,000	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△15,572	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	2,035
事業譲渡による収入	—	2,176
その他	△1,910	△4,705
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,528	△14,871
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△7,521	6,676
長期借入れによる収入	13,166	23,302
長期借入金の返済による支出	△40,868	△40,115
社債の償還による支出	△20,000	△15,100
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△5,000	16,000
自己株式の取得による支出	△90	△16
配当金の支払額	△6,551	△6,550
非支配株主への配当金の支払額	△1,847	△2,905
その他	△1,793	△2,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	△70,506	△20,866
現金及び現金同等物に係る換算差額	△439	△4,931
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△24,150	2,260
現金及び現金同等物の期首残高	92,079	58,482
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	980	896
現金及び現金同等物の四半期末残高	※68,910	※61,639

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、菱浜興業(株)他7社を連結の範囲に含めております。

また、東京舗装工業(株)は持分の全部について株式交換を実施したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更が当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(環境対策引当金)

当社グループが管理する休廃止鉱山等における特定の鉱害防止対策工事に係る費用及び集積場安定化対策工事に係る費用について、工事内容が決定し、見積り金額が確定したものを引当計上し、「固定負債」の「引当金」に含めておりますが、特定の対策工事を必要とするものの、地形や現有の設備に対応した最適な工法が選定できていないことなどにより、工事内容が未決定で金額が合理的に算定できないものがあります。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(取得による企業結合)

当社は、ルバタ・エスポー社及び同社子会社2社との間で、持分取得及び事業譲受により当社グループのSpecial Products事業部門(以下、「ルバタ社S P事業部門」)を取得することに係る株式譲渡契約を平成28年9月28日付で締結しました。

企業結合の概要

(1) 被取得企業・その事業の内容及び規模

被取得企業 ルバタ社S P事業部門に所属する14社

事業の内容 銅加工品の製造及び販売

売上高 約780億円(平成27年12月期、ルバタ社S P事業部門の連結売上高概算額)

(2) 企業結合を行う主な理由

ルバタ社S P事業部門が有する事業・顧客基盤を通じた各種シナジー効果の追求により、当社銅加工事業のグローバル展開を加速させ、高収益事業体質の確立につなげることを目的としております。

(3) 企業結合日

本件取引は、実行に必要な法令等に基づく許認可の取得等を終えた後、遅滞なく実行することとしており、平成28年度第4四半期から平成29年度第1四半期中を予定日としております。

(4) 企業結合の法的形式

現金及び預金を対価とする株式取得及び事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
シミルコファイナンス社	16,254百万円	シミルコファイナンス社	14,108百万円
ジェコ2社	3,250	ジェコ2社	2,892
カッパーマウンテンマイン社	1,542	カッパーマウンテンマイン社	1,386
従業員	2,526	従業員	2,421
その他(13社)	2,795	その他(12社)	2,373
計	26,369	計	23,180

2 偶発債務

前連結会計年度(平成28年3月31日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スマルティング社(以下、連結子会社)は、平成26年12月30日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の平成21年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(前連結会計年度末日レートでの円換算額5,393百万円)の更正通知を受け取りました。また、連結子会社は、平成27年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,577百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は平成27年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

連結子会社が平成27年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より平成28年3月16日付で棄却されました。そのため、連結子会社は平成28年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及び連結子会社の見解の正当性を主張しております。

当第2四半期連結会計期間(平成28年9月30日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スマルティング社(以下、連結子会社)は、平成26年12月30日付で、インドネシア国税当局より、連結子会社の平成21年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(当第2四半期連結会計期間末日レートでの円換算額4,840百万円)の更正通知を受け取りました。また、連結子会社は、平成27年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,415百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及び連結子会社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、連結子会社は平成27年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

連結子会社が平成27年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より平成28年3月16日付で棄却されました。そのため、連結子会社は平成28年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及び連結子会社の見解の正当性を主張しております。

3 受取手形割引高等

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
受取手形割引高	772百万円	293百万円
受取手形裏書譲渡高	23	8
債権流動化による遡及義務	3,647	3,761

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
運賃諸掛	14,189百万円	14,210百万円
減価償却費	2,356	2,326
退職給付費用	1,087	1,903
役員退職慰労引当金繰入額	195	162
賞与引当金繰入額	4,254	4,104
給与手当	16,482	15,629
賃借料	3,159	3,091
研究開発費	5,583	5,693

※2 当第2四半期連結累計期間の固定資産売却益は、主にさいたま総合事務所の土地の一部を売却したことによるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	55,162百万円	64,168百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,081	△2,397
拘束性預金	△169	△131
有価証券(譲渡性預金)	15,000	—
現金及び現金同等物	68,910	61,639

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	6,551	5.0	平成27年3月31日	平成27年6月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	6,550	5.0	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月12日 取締役会	普通株式	6,550	5.0	平成28年3月31日	平成28年6月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月9日 取締役会	普通株式	2,619	2.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	セメント 事業	金属 事業	加工 事業	電子材料 事業	アルミ 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	95,296	340,884	68,307	28,549	81,902	94,622	709,564	—	709,564
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,653	4,437	9,456	6,833	647	20,873	43,901	△43,901	—
計	96,950	345,322	77,763	35,382	82,550	115,495	753,465	△43,901	709,564
セグメント利益	8,915	14,193	8,710	3,742	2,640	3,931	42,134	△3,157	38,976

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおりません。

2. セグメント利益の調整額△3,157百万円には、セグメント間取引消去△12百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,144百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	セメント 事業	金属 事業	加工 事業	電子材料 事業	アルミ 事業	その他 の事業	計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	82,424	275,367	63,324	27,113	79,575	75,331	603,137	—	603,137
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,425	3,530	7,822	2,697	1,094	20,321	36,891	△36,891	—
計	83,850	278,897	71,146	29,810	80,669	95,653	640,028	△36,891	603,137
セグメント利益	7,588	9,378	4,932	901	5,163	2,508	30,473	△4,447	26,026

(注) 1. その他の事業には、原子力関連、環境リサイクル関連、不動産、エンジニアリング関連等を含んでおりません。

2. セグメント利益の調整額△4,447百万円には、セグメント間取引消去△85百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,361百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間に「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更が当第2四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益	349円32銭	225円62銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	45,766	29,555
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	45,766	29,555
普通株式の期中平均株式数(千株)	131,015	130,998

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり四半期純利益は、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(重要な後発事象)

(単元株式数の変更及び株式併合等)

(1) 内容

平成28年6月29日開催の第91回定時株主総会において、単元株式数及び発行可能株式総数の変更等に係る定款変更議案並びに株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、平成28年10月1日をもって単元株式数が1,000株から100株に変更となり、普通株式について10株を1株に併合するとともに、発行可能株式総数が34億株から3億4千万株に変更となっております。

(2) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、当該影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

2【その他】

第92期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)中間配当については、平成28年11月9日開催の取締役会において、平成28年9月30日を基準日として、次のとおり実施することを決議いたしました。

- ① 中間配当金の総額 2,619百万円
- ② 1株当たり中間配当金 2円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成28年12月5日

(注) 1株当たり中間配当金につきましては、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月10日

三菱マテリアル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜嶋 哲三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 善章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高野 浩一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱マテリアル株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱マテリアル株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。